

○北後志地域生活支援拠点事業の実施および運営に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、実施主体である余市町、仁木町、古平町、積丹町、赤井川村の北後志5ヶ町村（以下「北後志5ヶ町村」という。）における障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化・高齢化や親亡き後に備え、障がい者等の地域生活を支援するための体制の整備を目的とする北後志地域生活支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日障障発第0707号第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において示された「地域生活支援拠点等」のうち、次項に規定する居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 この指針において地域生活支援拠点における居住支援のための機能とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 障がい者等からの相談に応じる機能
- (2) 緊急時の受け入れ及び医療機関への連絡等必要な対応を行う機能
- (3) 地域生活の受け入れに向けた体験の機会又は場を提供する機能
- (4) 専門的な対応の体制確保又は専門的な人材の養成を行う機能
- (5) 多様なニーズに対応できる地域の体制整備等を行う機能
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域の実情を踏まえ北後志5ヶ町村が必要と認めた機能

(実施主体)

第3条 拠点事業の実施主体は、北後志5ヶ町村とする。ただし、北後志5ヶ町村は適切な運営が確保できると認められた社会福祉法人等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

(地域生活支援拠点事業を実施する事業所の登録)

第4条 拠点事業を実施する事業所は、第2条第2項各号の機能のいずれかを担うものとする。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に、拠点事業を担う事業所として規定し、その所在する町村の長（以下「所在町村長」という。）事業を委託する場合はその受託者）に対し、北後志地域生活支援拠点事業所登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により申請しなければならない。

2 前項の申請を行う事業所は、次の各号のいずれかに該当するものとし、該当を証する書類及び運営規程等の写しを申請書に添えて提出しなければならない。

- (1) 北海道から指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業所の指定を受けていること。

(2) 北海道から指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業所の指定を受けていること。

(3) 北後志5ヶ町村又は他市町村から指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定を受けていること。

3 第1項の申請を受けた町村の長（事業を委託する場合はその受託者）は、速やかに登録の可否を決定し、拠点事業を実施する事業所として登録を行い、北後志地域生活支援拠点事業所登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録事業所の変更）

第5条 前条第3項の登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）は、登録の内容に変更が生じたときは、北後志地域生活支援拠点事業所登録変更届出書（様式第3号）により所在町村長（事業を委託する場合はその受託者）に届け出なければならない。

（登録事業所の廃止等）

第6条 登録事業所は、拠点事業を廃止、休止又は再開するときは、その1月前までに北後志地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を、所在町村長（事業を委託する場合はその受託者）に届け出なければならない。

（実績報告）

第7条 登録事業所の長は、拠点事業を実施した場合は、速やかに北後志地域生活支援拠点事業実績報告書（様式第5号）により、所在町村長（事業を委託する場合はその受託者）に報告しなければならない。

（調査及び取消し）

第8条 実施主体及び事業の受託者は、委託事業所及び登録事業所（以下「委託事業所等」という。）に対し、必要に応じて拠点事業の運営状況等の報告を求め、調査を実施することができる。

2 実施主体及び事業の受託者は、登録事業所の運営状況等を不相当と判断した場合は、登録の取消しができる。

（遵守事項）

第9条 委託事業所等は、拠点事業の記録、経理に関する帳簿等必要な書類を備え、5年間保存しなければならない。

2 拠点事業の業務に従事する者は、職務上知り得た障がい者等に関する情報を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

3 受託者は、所在地町村長に対し年度末に事業所登録台帳の写しを提出のうえ報告を行わなくてはならない。

（その他）

第10条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、北後志5ヶ町村で協議し別に定める。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。